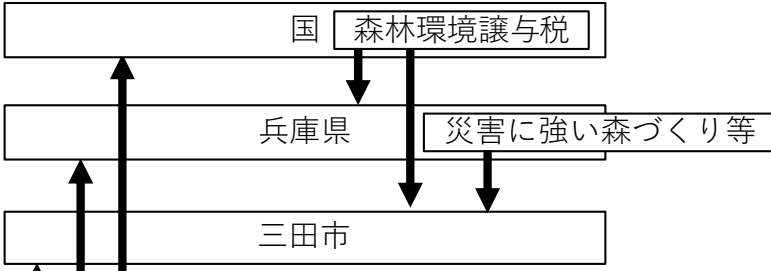


議案番号 提案課名	件名 内容																							
議案第43号	三田市市税条例の一部を改正する条例の制定について																							
税務課	<p>【改正趣旨】 森林環境税の導入に伴う個人住民税の規定改正、特定小型原動機付自転車（一定の要件を満たす電動キックボード等）を原動機付自転車と分類されたことによる規定改正、長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションの固定資産税減額措置等の創設などが講じられたことから、三田市市税条例の一部を改正しようとするもの。</p> <p>【改正内容】 （1）個人市民税関係 ① 森林環境税の導入に伴う規定の改正【条例第34条の9、第38条、第41条、第44条、第47条、第47条の2、第47条の6】（施行日：令和6年1月1日） 森林環境税は、令和6年度から個人住民税均等割と合わせて1人年額1,000円を市が賦課徴収し、国税として納付するものであり、それに伴い規定の改正を行うもの。</p> <p style="text-align: center;">森林環境税及び森林環境譲与税の概要</p>  <p style="text-align: center;">均等割の予定税額（令和6年度）</p> <table border="1" data-bbox="566 1444 1452 1758"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>名称</th> <th>税額</th> <th>根拠規定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国税</td> <td>森林環境税</td> <td>1,000円</td> <td>森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第5条</td> </tr> <tr> <td>県税</td> <td>県民緑税※1</td> <td>800円</td> <td>県民緑税条例第2条</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">均等割</td> <td>県民税※2</td> <td>1,000円</td> <td>兵庫県税条例第20条</td> </tr> <tr> <td>市民税※2</td> <td>3,000円</td> <td>三田市市税条例第31条</td> </tr> <tr> <td colspan="2">均等割税額</td> <td>5,800円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 県民緑税条例に基づく災害に強い森づくり等として平成18年度から県民税に年800円を加算（令和7年度終了予定） ※2 臨時特例法に基づく東日本大震災の復興特例加算分として県民税と市民税に各年500円を加算（平成26～令和5年度終了予定）</p> <p>② 給与所得者の扶養親族等申告書の記載事項の簡素化【条例第36条の3の2】（施行日：令和7年1月1日）</p>	種別	名称	税額	根拠規定	国税	森林環境税	1,000円	森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第5条	県税	県民緑税※1	800円	県民緑税条例第2条	均等割	県民税※2	1,000円	兵庫県税条例第20条	市民税※2	3,000円	三田市市税条例第31条	均等割税額		5,800円	
種別	名称	税額	根拠規定																					
国税	森林環境税	1,000円	森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第5条																					
県税	県民緑税※1	800円	県民緑税条例第2条																					
均等割	県民税※2	1,000円	兵庫県税条例第20条																					
	市民税※2	3,000円	三田市市税条例第31条																					
均等割税額		5,800円																						

申告書に記載すべき事項が前年の申告内容と異動がない場合、記載すべき事項を省略できるように様式を簡素化するもの。

③ 肉用牛売却所得課税に係る特例措置の適用期限延長【条例付則第8条】（施行日：条例公布の日施行）

肉用牛生産農家の経営体質を強化し安定的な供給を図ることを目的として、肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例措置について、適用期限を令和9年度まで3年間延長するもの。

現行	改正後
昭和57年度から <u>令和6年度</u>	昭和57年度から <u>令和9年度</u>

《特例措置内容》

- (7) 対象者
農業を営む個人及び農業生産法人
- (イ) 適用対象となる肉用牛の範囲
農業災害補償法に規定する肉用牛及び乳牛の雌等のうち、売却価格が100万円（交雑種は80万円、ホルスタイン種、ジャージー種又は乳用種の場合は50万円）未満で売却されたもの等。
- (ウ) 課税の特例措置
適用対象となる肉用牛の売却頭数が1,500頭以内であるときは、その売却所得に対する**所得税、市県民税は課税免除**

④ 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得課税の特例期間の延長【条例付則17条の2】（施行日：条例公布の日施行）

優良な住宅地の供給を促進し、国民の居住水準の向上等を図るため、以前から制定されている特例措置である優良住宅地造成等を目的として、個人が所有期間5年を超える土地を譲渡した場合における個人住民税率を1%軽減する特例措置について、適用期間を令和8年度まで3年間延長するもの。

現行	改正後
昭和63年度から <u>令和5年度</u>	昭和63年度から <u>令和8年度</u>

《参考》

- (i) 適用される譲渡の範囲
国または地方公共団体に対する譲渡
都市再生機構、土地開発公社等の行う住宅建設又は宅地造成の用に供する土地の譲渡
第1種市街地再開発事業の用に供するための土地の譲渡等
- (ii) 住民税の特例
譲渡額2千万円以下の部分の個人住民税率を1%軽減し、4%とする。

(2) 軽自動車税関係

① 特定小型原動機付自転車との区別【条例第82条】（施行日：令和5年7月1日）

令和5年7月1日から道路交通法上の原動機付自転車を特定小型原動機付自転車（一定の要件を満たす電動キックボード等）と一般原動機付自転車に分類されることに伴い、市税条例上の分類を変更するもの。（年税

額 2, 000 円に変更なし。)

R5. 6. 30 までの分類	原動機付自転車	
R5. 7. 1 からの分類	特定小型原動機付自転車	一般原動機付自転車
最高速度	20 km/h 以下	特定小型原動機付自転車 以外のもの
定格出力	0.6 kW 以下	
長さ	1.9 m 以下	
幅	0.6 m 以下	

② 環境性能割及び種別割の不足額がある場合の加算割合の変更【条例付則第 15 条の 3、第 16 条の 2】（施行日：令和 6 年 1 月 1 日）

対象税の納税義務者が不正な手段で納付額を過少に申告納付した場合、自動車メーカーを納税義務者とみなし、本来の納税義務者が納付すべき額の不足額を徴収する際に加算する割合を変更するもの。

(3) 固定資産税関係

① 長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに係る減額措置の創設【条例付則第 10 条の 2、10 条の 3】（施行日：条例公布の日施行、適用日：令和 5 年 4 月 1 日）

マンション適正化法に基づき管理計画を認定されたマンション管理組合が、令和 5 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの間にマンションの長寿命化に資する大規模修繕工事を実施した場合、工事完了翌年度分の当該建物に係る固定資産税の 1 / 3 相当税額（1 戸あたり 100 m²が上限）を減額するもの。

(4) その他所要の規定の整備

地方税法改正に伴い参照条項等を改正するもの。